札幌市中小企業融資制度に係る損失補償契約による回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月　８　日

札幌市長　秋元克広

札幌市条例第　３０　号

札幌市中小企業融資制度に係る損失補償契約による回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

札幌市中小企業融資制度に係る損失補償契約による回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和５年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第２号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
（求償権の放棄等の承諾） 第３条　（略） ２　（略） (1)～(5)　（略） (6)　産業競争力強化法第２条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画 (7)・(8)　（略）	（求償権の放棄等の承諾） 第３条　（略） ２　（略） (1)～(5)　（略） (6)　産業競争力強化法第２条第23項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画 (7)・(8)　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。